

契約保証金について

当該入札に係る契約の契約金額が5,000,000円以上の場合は、請負代金額の10分の1以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛知県企業庁財務規程（以下「規程」という。）第134条第1項に規定する国債（利付国債に限る。）若しくは地方債（愛知県公債に限る。）又は銀行等若しくは保証事業会社の保証を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。また、規程第133条第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同条第2号に規定する公共工事履行保証委託契約に係る保証証券（履行ボンド）を提出することにより、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約の保証の方法を確定のうえ入札に参加し、落札者は契約の締結までに契約の保証を付さなければならない。